揖斐郡大野町、加茂郡坂祝町及び川辺町並びに可児郡御嵩町、浜松市、島田市、富士市、磐田市、焼津市及び静岡県駿東郡清水町、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町並びに海部郡蟹江町及び飛島村並びに津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市及び伊賀市並びに三重県桑名郡木曽岬町及び員弁郡東員町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三千三百五十五号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条第一項の規定に基づき、スティームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッドが日本において保険業を行うことを平成二十九年十二月一日付けをもって免許したので、同法第百八十九条前段の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月十八日　内閣総理大臣　安倍　晋三

一　外国保険業者の商号、本店の所在地及び設立の年月日

商　　号　スティームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド

本店の所在地　グレートブリテン及び北アイルランド連合王国　ロンドン市ベル・レーン三十九番地アクアティカル・ハウス

設立の年月日　千九百九年十月十六日

二　外国保険業者の設立に当たって準拠した法令を制定した国の国名

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

三　外国保険業者の日本における代表者の氏名及び住所

氏　　名　河合　寿宜

住　　所　千葉県松戸市新松戸七丁目四百六番地の一

四　免許の種類

外国損害保険業免許

五　外国保険業者の日本における主たる店舗

東京都中央区日本橋二丁目一番二十号

○国家公安委員会告示第七十一号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人大阪府暴力追放推進センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月十八日　国家公安委員会委員長　小此木八郎

一　公益財団法人大阪府暴力追放推進センターの代表者の氏名

㈠　変更前の代表者の氏名　黒川　吉庸

㈡　変更後の代表者の氏名　小竹　斎

二　変更を行った年月日　平成二十九年九月二十七日

○総務省告示第四百八号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、平成十三年総務省告示第百五十二号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件）の一部を次のように改正し、平成二十九年十二月二十五日から施行する。

総務大臣　野田　聖子

平成二十九年十二月十八日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
事務所	所在地
［略］	
四国行政評価支局	香川県高松市サンポート三番三三号　高松サンポート合同庁舎南館
［略］	

改正前	
事務所	所在地
［同上］	
四国行政評価支局	香川県高松市松島町一丁目一七番三三号　高松第二地方合同庁舎
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第四百九号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第三百九十八号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件）の一部を次のように改正し、平成二十九年十二月二十五日から施行する。

総務大臣　野田　聖子

平成二十九年十二月十八日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
事務所	所在地
［略］	
四国行政評価支局	香川県高松市サンポート三番三三号　高松サンポート合同庁舎南館
［略］	

改正前	
事務所	所在地
［同上］	
四国行政評価支局	香川県高松市松島町一丁目一七番三三号　高松第二地方合同庁舎
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第四百十号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第百十三号（公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十九年十二月二十五日から施行する。

総務大臣　野田　聖子

平成二十九年十二月十八日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
事務所	所在地
［略］	
四国行政評価支局	香川県高松市サンポート三番三三号　高松サンポート合同庁舎南館
［略］	

改正前	
事務所	所在地
［同上］	
四国行政評価支局	香川県高松市松島町一丁目一七番三三号　高松第二地方合同庁舎
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。